

船橋市障害福祉団体補助金交付審査委員会要綱

(設置)

第1条 船橋市障害福祉団体補助金の交付に関する要綱に基づく、補助金交付の申請を受理した場合において、その内容を審査させるため、船橋市障害福祉団体補助金交付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉サービス部長
- (2) こども家庭部長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 療育支援課長
- (5) 身体障害者福祉センター所長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉サービス部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。